

# 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事要旨（令和7年9月9日開催分）

## 日 時

令和7年9月9日（火）午後2時から午後3時40分まで

## 場 所

東大阪市本庁舎2階会議室1・2

## 出席者

（東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員）

潮谷会長、茨木副会長、池畠委員、川上委員、高橋委員、田中宏一委員、濱田委員、村岡委員、李委員

（事務局）

世古口人権文化部長、長谷人権文化部参事（人権室長事務取扱）

樋口人権室人権啓発課長、人権室人権啓発課：亀田、川見、濱本

（関係者）

神田長瀬人権文化センター館長、上村荒本人権文化センター館長、本田人権室人権同和調整課長

## 会議次第

1. 開会
2. 議事
3. その他
4. 閉会

## 会議の公開及び傍聴人の数

公開／6人

## 要旨

### 潮谷会長

第3回の東大阪市人権尊重のまちづくり審議会を始めたいと思います。まず、議事に入る前に確認事項がございます。本日は、傍聴希望者がいらっしゃいます。傍聴者の皆様にお願いいたします。配布資料につきましては、審議会終了後に回収させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。また、審議会に対し、昨日請願書をいただきしておりますので、委員の皆様に配布したいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。前回6月26日の審議会では、インターネット上の人権侵害に関する条例の基本的な構成や、項目等の事務局案について、皆様にご審議

いただきました。本日の議事の流れとしては、まず事務局から前回審議会の後、委員の意見を受けて作成していただいた条例文案について説明をしてもらいます。そのあと、前回審議会と同様に質疑応答の時間を設けた後、委員全員にご発言いただけたらと思っております。

続いて答申文案について、事務局から説明の後、条例文案と同様に、質疑の時間を設けた後に、皆様より、順番にご発言いただけたらと思っております。条例文案と答申文案についての審議終了後、今後のスケジュール案について事務局から説明を行っていただきます。スケジュールについてもご審議いただきたいと思っております。その流れで大体 1 時間半から 2 時間かけての審議になるかと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

特に流れについて、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から前回審議会での委員意見を踏まえて、条例文案についてのご説明をお願いいたします。

## 事務局

事務局から、条例文案についてご説明させていただきたいと思います。

前回の審議会でいただいたご意見を踏まえた変更点、また、関係部署や法務担当課との調整により修正を行った部分を主に説明させていただきます。

### ・前文について

インターネットの進歩や普及をもたらす利便性や可能性といったプラスの面、そして匿名性・拡散性などの特性が生み出す誹謗中傷等のマイナスの面の双方を記載しております。その上で、3 段落目において、人権尊重のまちづくり条例との関連についても触れました。最後の 4 段落目について今回新しく追加した部分になります。前文に「一人ひとりが自らの社会的影響力を認識すること」と記載することで、市民、市職員、事業者、市議会議員など、すべてを含めたありとあらゆる人のための理念であるということをお示しできると考えております。前文は条例制定後、原則として改正されることがないとお考えいただけたらと思います。その前文に記載することで、今回この条例を作っていくという私たちの思いをより体現するものであると考えております。

### ・第 1 条 目的について

前回の要旨案から内容についての大きな変更はございません。文章の書き方等については現在法務担当課と調整中ですが、内容について変更等が生じる予定はございません。

### ・第 2 条 定義について

誹謗中傷等については、前回の審議会において、権利だけでなく、利益も含めた表現としたらどうかということでご意見いただきました。今回、ご意見を踏まえて利益も含めた表現と変更させていただいております。

誹謗中傷等に該当するものとして、3 点挙げております。①権利や利益を侵害する情報②侵害情報に該当する可能性がある情報③侵害情報には該当しないが、心理的、身体的、経済的な負担を与える情報。この 3 つを誹謗中傷等と定義付けするとして、文案に記載しております。このうち②については、最終的に①か③のどちらかに振り分けられるのではないかと

ということで、不要ではないかという指摘を法務担当課より受けております。こちらについて、後にご意見がありましたらご発言いただければと思います。被害者・行為者・インターネットリテラシーの定義については、前回から大きな変更点はございません。行為者は、誹謗中傷を行った人という形で定義付けをいたしました。インターネットリテラシーについては、カタカナ表記で、ちょっとわかりにくいのではないかというご意見をいただきましたが、他市事例等を調べたり検討を行いましたが、他に適切な言い換えの表現が見当らず、この言葉を用いることとさせていただいております。この部分も含め、条文を読むだけではやはり少しわかりづらい、伝わりにくいのではないかという部分については、条例施行後パンフレットやチラシ等でよりわかりやすく広報を行い、ご理解いただけるように、検討してまいります。

・第3条 市の責務、第4条 市民の役割について  
前回要旨案から大きな変更等はございません。

・第5条 事業者の役割について

第2回審議会で、事業者の役割を規定しないのかというご意見をいたしております。その際、事務局の方で、記載しない予定という回答をしておりましたが、事業者を地域内で活動する事業者一般と位置付け、市の施策への協力を求める形で規定すると整理することで、東大阪市は中小企業が非常に多いまちという特性を踏まえ、まちづくり条例と同様に事業者の役割を規定することが適切と考え、今回改めて条項として挙げさせていただく提案をいたしております。

・第6条 基本的施策について

要旨案にも記載させていただいた「表現の自由に配慮しつつ、施策を推進する」という文言を入れております。インターネット条例を作る上で表現の自由との兼ね合いは非常に重要であると考え、前文と6条に記載しております。ただし、法務担当課からこの位置で記載することで、施策そのものが、一歩引いてしまった印象になるのではないかという指摘がありました。みなさまのご意見いただければと思います。

・第7条 人権意識の向上及びインターネットリテラシーについて

教育委員会については、第3項の部分で盛り込む方向で調整しております。児童生徒、園児や私立学校等の列挙については、具体例を列挙してしまうと記述の漏れが出るのではないかという指摘もあり、引き続き法務担当課、教育委員会と調整を行ってまいります。

・第8条 相談支援体制について

第3項について説明させていただきます。被害者や行為者に加え、被害者になった可能性がある人、もしくは行為者になってしまった可能性がある人など、被害者行為者に限らず、第三者や不安を感じている方など、それらすべての人を含みたいと考えておりました。そのため当初のように具体例を列挙してしまうと、記載漏れが出てしまうのではないかという懼れから、今回「インターネット上の情報に関して不安をかかえる者」という記載を提示し

ております。ただ、逆に対象者が広がり過ぎてしまうのではという懸念もございます。そのため、この条項に関しては、柱書部分に「誹謗中傷等に関する相談支援」と明記することで、対象者を適切に絞り込むことを想定しております。

#### ・第9条 連携協力について

当初は第2回審議会でご意見いただいた通り、教育委員会を含める方向性で教育委員会と調整を進めて参りましたが、法制上、主語が市という表現になってしまった場合、教育委員会が市という言葉の中に含まれているという解釈になるとのことです。そのため、「市は」という主語にすると、列挙する中に教育委員会と述べることは、法制上不可能だと法務担当課から指摘を受けております。逆に、主語を「市長は」という表記にすると、教育委員会を列挙の中に入れることができます、そうしてしまうと第3条で市の基本的施策等を述べていることとの整合性や、「市長は」という主語になってしまふと後ろに続く組織に対して、まるで個別組織のように見えてしまうのではないかという懸念事項が発生いたしました。そのため、教育委員会を入れるという部分よりも市を主語に持ってくることを優先した形で事務局案として示しております。この市の中には教育委員会も当然含まれているというのが法制上の解釈でございます。

#### ・第10条 委任について

変更はございません。

長くなりましたが、以上が今回の条例案のご説明でございます。本日の審議会でのご意見をもとに、さらに法務担当課や、関係部局と調整を進めて参ります。また、条例案については最終的な規定、因果関係を整理する上で文言変更がございますが、改めて今現時点での案で、ご意見・ご審議いただけたらと思います。皆様よろしくお願ひいたします。

#### 潮谷会長

ありがとうございます。事務局から条例案についての説明がありましたかがでしょうか。ご意見等ありますでしょうか。いくつかですね、法務担当課の方から提示されている部分というものもありますし、事務局の方で表現を考えている部分というのもあるということですので、皆さんの意見を遠慮なく出していただけたらと思っております。いかがですか。まず事務局の方から、少しご意見を言っていただいたところについて、確認していきたいと思います。第2条の1の部分 誹謗中傷等という部分の説明についてということで、もう一度ご説明していただいてもいいですか。結構、複雑な部分でしたので。

#### 事務局

再度、第2条の誹謗中傷等の定義について説明させていただきます。こちらは、全文案の方見ていただけたらと思います。注釈が多く、長い文章になってしまって申し訳ないのですが、条例で対象とする誹謗中傷等の中には、今の時点で3点を考えて記載されています。①が、インターネット上における第三者の権利もしくは法律上保護される利益を侵害するような誹謗中傷、差別的言動、もしくはプライバシーの侵害に該当する情報。②が、侵害

情報に該当する可能性のある情報。③が、侵害情報には該当しないが、著しく心理的、身体的もしくは経済的な負担を強いる情報。これらの 3 点が、この条例において誹謗中傷等の定義に、記載されているという認識です。その中で、①が、いわゆる侵害情報ですという情報、③が侵害情報ではないが、著しく相手に負担を与えてしまう情報、それに対して②については、侵害情報に該当するかもしれない情報という記載になっていますので、この侵害情報に該当するかもしれない情報という部分については、最終的に①か③に振り分けられていくのではないかというのが、法務担当課からの意見でございました。事務局としても、確かにそのような解釈がなされるという部分ではあったのですが、ただやはりこの条例を見たときに侵害情報かもしれない、どうしようか、これは誹謗中傷等に該当するのだろうかという不安がある方が見たときに、侵害情報かもしれない情報というのが明記されていることで、ちょっと相談してみようかなというハードルが下がってくるのではないかと考えて、事務局案としては、②は記載したままの案で審議会に諮らせていただいた次第でございます。

### 潮谷会長

ありがとうございます。今の説明で、ある程度わかったかなとは思いますけど、いかがですか。侵害情報に該当する可能性のある情報というところを入れるかどうかというところですね。村岡先生お願ひいたします。

### 村岡委員

今の「侵害情報に該当する可能性のある情報」を入れることは、広くとらえるという意味でいいかと思います。ただ、条文の構造的に、最初に読んだときにどこで切れるのかがわかりにくいうのが少し気になっていまして、例えば、3種類の情報を発信または拡散することをもって誹謗中傷等という定義づけをするのであれば、若干ドラスティックかもしれないですが「誹謗中傷等とは、以下の 3 つの情報について発信または拡散することを言う」とかにして、①インターネット上における誹謗中傷差別的言動 ②侵害情報に該当する可能性のある情報 ③侵害情報には該当しないが・・・、というふうに整理をしないと、条文構造自体がなかなか一見したときにわかりづらいのかなと思っています。あと「差別的言動」の説明を、定義づけの条項の中でさらに括弧書きで定義するっていう形になっていて、これも要修正事項かと思います。特に括弧書きの、「不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。以下同じ」とありますが、その「判断できる」というのは誰が判断するのか不明確かなと思います。ですので、例えば、「誘発する言動」というふうに言い切ってしまうことも含めて、検討が必要かなと思いました。中身について大きな異論があるというわけではなくて、条文構造のところと、一見したときの最も重要な情報の 1 つと思います。定義かつこの条例が規制する対象というところなので、そこは法務担当課の方ともご協議いただいて、綺麗にしていただくといいのかなと思いました。以上です。

### 潮谷会長

ありがとうございます。村岡先生ご指摘いただいた条文の構成、わかりやすく①②③とい

う形で 3 つの構成要素で確認するとわかりやすいんじゃないかということですね。可能性のある情報については入れておいてもいいんじゃないかというご意見ですね。ただ差別的言動の、定義の中の括弧書きも少しあかりにくいので、その辺りの整理もしたほうがいいんじゃないかというご意見だったかと思います。いかがですか。李先生お願ひいたします。

### 李委員

村岡先生、大変有意義なご意見ありがとうございます。お話を伺っていて、私の方で少し思いましたのは、例えば侵害情報の中の 3 つの形態をそれぞれ定義するような別表を作つてみてはどうでしょうか。そこに、括弧書きの中の説明もつけてみると、別表の方に行かなきゃいけない煩雑さは生じますけれども。1 つの条文ですべて書いてしまうという、法務官僚の方が苦心して作った条文だなあというのはよくわかるんですが、なかなか読みにくくなってしまうという悩ましい問題も別表に掲げる形で整理するとすっきりやすくなるかなという感じがいたします。以上です。

### 潮谷会長

ありがとうございます。表で示していくとわかりやすいんじゃないかということ、いずれにしてもやっぱり法務担当課との調整もあるかなとは思いますけど、見て欲しい対象は市民になりますので、見やすさというところが一番重要なかなと思います。そのあたりは、ぜひ検討をしていただけたらと思います。今のところの意見で言うと②の部分については、入れておいたほうがいいんじゃないかということでよろしいですか。相談も、相談する時点ではまだわからないという状態で相談します。それについての相談を受け取りますよってことも、この中で謳っておりますので、可能性のある情報も入れておいていいんじゃないかと思います。いかがですか。特にご意見ないですかね、他にこの第 2 条の第 1 項の部分で、何かご意見ありますか。よろしいですね。では続いてのところで、事業者を入れるということについては前回も特にご意見はなかったかなというふうに思いますけど、いいですかね。次の第 3 条の部分っていうのが、結構ね、議論が出てきたところかなというふうに思います。

「市は」といった中に、議会議員というような部分であるとか、事務局の方ではさまざまな検討もされたみたいですが、どうしても今回の条例案というのが、市の方から出したもので、議員から出てきたものではないというところなどで、いれにくさというようなこともあって、現状は、市民に、議員も含まれているというような考え方になっているということですけど、いかがですか。このご意見については、今のところ条例には反映されてないですが、答申の方には、そういう意見があるとかなり明確に示されている状況です。他市で、この条例作っているところは議員作成の中で作られていることが多い、議会や議員という文言が入っているという状況なんんですけど、東大阪の場合はちょっと、作成方法が異なる中で、位置付けがなかなか難しかったということですね。いかがでしょうか。入れられたら、入れるというのが正直なところで、市の代表として、ここのおバナネットリテラシーの部分は、率先して守っていくんだというところがあつてもいいとは思いますけどね。李先生お願ひします。

### 李委員

前回わたくしが、随分やかましく申し上げた部分ですので、大分と苦心しながら。先ほど説明ですと前文のところで、私たち一人ひとりが、というところに、もちろん市長や議員、市の職員も含めてという思いを込められているというご説明がありました。その点なるほどというふうに思うところも 1 つありますし、明記するかどうかはお任せいたします。私たちというのは誰なのか、明記できればわかりやすいのかなあという感じはします。その辺は、いろいろとおありだろうと思いますけれども、もう一踏ん張り、頑張っていただけたらと思います。以上です。

### 潮谷会長

はい、ありがとうございます。私たちっていう、一人ひとりの中に含まれるっていうところが、どこまで市民の方も感じられるかは、難しい面でもあると思いますけど、事務局の方から、ありますでしょうか。

### 事務局

ご意見ありがとうございます。先ほど会長が言っていただいた通り、市民の定義には、議員、市職員などが含まれているという理解となります。しかし、いざ市民のみなさまに、この条例を作りました、皆様これ守ってくださいねという立場の人間が、誹謗中傷を行ったり、インターネットリテラシーが低いようでは正直示せるものはないというのが、私たち自身考えているところでございます。明記するのが一番わかりやすいというのは、李委員ご指摘の通りでして、現時点でお示しできておらず申し訳ございません。今後、法務担当課と調整していく中でも、できる限りわかりやすく、反映できるところを反映し、その中で、どうしても明記が難しい部分については、別の形であったとしても、わかりやすくお示しできる方法がないか模索していければと考えているところでございます。

### 潮谷会長

ありがとうございます。大分調整はしていただいたことではありますけど、答申の方にも書いてありますし、今後パブリックコメントであるとか、実際に条例を作っていく際には市議会の中においても、議論されていくところだと思いますので、そちらの方でもしかしたら反映ということもあるかなと思っています。あとリーフレット等で、私たちの説明みたいなところもあっていいのかなと思います。また、そのあたりご検討いただけたらと思います。はい。ではこの市の責務、市民の役割あたりについては大丈夫ですか。

### 村岡委員

すいません、1 点だけよろしいでしょうか。もともと前回の案では、教育委員会が明記されていて、これは素晴らしい、メッセージ性もあるいいですねって話をしていたところ、「市」の定義の中に教育委員会が含まれるからということで削られたと思うんですけれども。この審議会の審議の中では、教育委員会も「市」に入ってるんだと。でもそうなってくると教育委員会は、連携してやりますという話を超えて、その責務を負うところまで入ってくるということに理論上なってくるので、実現すればかなり良いことではあるんですが、ぱっと見たときに、条文からは教育委員会が含まれているのかっていうのが、なかなか不明確

かなと思うんですね。第7条の3で市長及び教育委員会は入ってるので別にいいんですかね。すいません、ちょっと私が見逃していたかもしれない。

### 事務局

ご意見ありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、我々もそこについては調整を重ねてきた部分です。法制上の解釈で、「市は」を主語にすると教育委員会は、整合性が保たれず、入れることができないという部分になっております。ご指摘いただいた第7条の3項についてなんですが、こちらおっしゃっていただいた通り、教育委員会を現時点ではまだ残している部分になります。この場合、「市長及び教育委員会は、」という書き方になりますと、ここが「市及び教育委員会は、」という書き方にはならないという認識でございます。

### 村岡委員

きちっと聞き取れなかつたみたいで申し訳ありませんでした。市に教育委員会が含まれるっていう法制上の解釈を前提とすると、第7条の3を超えて、教育委員会は、第1条から市が入っているところの全部義務を負うことになるから、その理屈ってどうなんだろうという疑問がありますが、私は結論として、この条例の中で、教育委員会がちゃんと協力するよ、対応するよっていうことが見えればそれでいいかなと思っていたので、7条の3があることによって、私個人の気になった点は解決しました。ありがとうございます。

### 潮谷会長

ありがとうございます。いかがですか、今の教育委員会の部分についてですね、連携協力のところには、市という中に含まれるという話だったわけですけど、7条の3の方には、一応、こういう連携を取り組む主体として教育委員会というのを出していっているという状況です。いかがですか。よろしいですか、現状のままで。またちょっと第7条、第9条の部分、また後でももう一度、見ていただきたいと思います。今のところ、これは置いとくということで。あと第6条に戻りまして、表現の自由に配慮しつつというような表現が法務担当課の方から、一步引いた感じになるのではないかというようなご指摘があったということですけど、表現の自由に配慮という言葉ですね、これ入れるべきなのかどうか。いかがですか。李委員よろしくお願ひいたします。

### 李委員

法務担当課の人からは特に要らないんじゃないのかというふうなご意見があったところで、私としてはむしろびっくりしたという感じです。法務担当課の方が、こうしたことを行なって、少し行き過ぎないようにという意見がつくかなという感じはしていたんですけど、それはないということあります。その点を踏まえまして、削ってもいいのかなという感じはいたしますが、他方でですね、表現の自由をどうするんだというようなご意見の方がいらっしゃったときに、こういう形できちんと配慮しておりますというような、返しができるので、その予防線をはるという意味では、残すのも1つの考え方なのかなという感じはいたします。いずれにしましても、このインターネット上の誹謗中傷等に対応することは、

表現の自由との調整を考えるのは非常に重要な課題であるので、書いてあろうが書いてなからうが配慮することは、重要なポイントであると思います。私としては、やりやすいようにやっていただいたらというふうには思います。

### 潮谷会長

ありがとうございます。残したほうがいいのではないかというようなほうが大きい意見ですね。

### 李委員

まあそういう考え方もあるという意見ですね。

### 潮谷会長

いかがですか。私も、予防線っていう意味で残したほうがいいんじゃないかなとは思っています。誹謗中傷というのは、表現の自由とぶつかることがありますので、両方担保しておくというところで、入れておいていいんじゃないかなと思っております。残すということでおろしいでしょうか。はい、では、続いての部分は第7条ですけど、教育啓発の部分のところになります。このあたりはどうですか。先ほど、教育委員会ここで謳ってることでいいんじゃないかというようなお話ではありましたけど。少し私の方から、今読み返して気になったのが、児童福祉施設が、保育所及び幼保連携型認定こども園に限るという限定が、いいのかなと気にはなったところです。確かにこれ、児童生徒及び園児に対する施策の実施というような、部分にはなってるんですけど、例えば、保育園と幼保連携型についてことに限定してしまうとその他の子どもに関する施設が、排除されてしまうことになるんですよね、障害児施設とか放課後デイとか。そういうところにも、インターネットリテラシーに関する教育っていうのは、大事なので、児童福祉施設でいいんじゃないかなっていうのが気になったところです。いかがでしょうか。

### 事務局

ご指摘ありがとうございます。おっしゃっていただいた部分について、現時点で法務担当課に依頼した内容として、この児童生徒及び園児という言葉に対しての漏れがないようにという依頼をこちらからしております、その結果出てきている文章になっております。ただ前回審議会でもお答えさせていただいた通り、我々は、別に園に通っているから園に通っていないからということに限るということは考えておりません。書き方については、やはり列挙してしまうとどうしても我々が想定し得ない漏れが出てしまうところが懸念されます。今ご指摘いただいて、私たちも、限ると書いてしまっていると気づいた部分でございまして、こちらについては、改めて法務担当課、そして教育委員会と、できるだけ漏れがない形で、且つ教育委員会が担当といいますか、連携している範囲の部分もあれば、市の各部で連携している部分など、様々な部署との連携等がございますので、そこら辺も含めてもう一度書き方については精査させていただきたいと思っております。

### 潮谷会長

はい。また調整の方、よろしくお願ひいたします。他第7条の部分っていうのはいかがでしょうか。特にいいですかね。第8条の3のところが、「市は、被害者及び行為者のほか、インターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるもの」という部分、インターネット上の情報の不安っていういろいろあるので、誹謗中傷以外の部分の相談が出てくると、そこは対応できないよってことになっちゃうんですけど、この題名の部分で、「誹謗中傷等に関する相談支援の実施」があって、第8条ということになっておりますので、そこで限定しているというような考え方になっていますが、これは、いかがですか。李委員よろしくお願ひします。

#### 李委員

ちょっと考え方の整理をしておいたほうがよいのかなと思うのですが、この条例の枠組みの中で対処するものとして、インターネット上の誹謗中傷等に係るネット上の言動について相談に応じるということですが、一般的な人権相談の枠組みではその他課題についても当然受け付けていらっしゃるわけですよね。そうした意味では、特段この誹謗中傷等に、条例上は限定するにしても、実態としては一般的な人権相談っていうのは受け付けていらっしゃるわけですね。そうだとしますと、この条例以外の部分でも相談支援を受けられているのであれば特段そこを明記する必要があるのかという感じはします。なので、さほどご心配される必要もないのかなと。すでに人権相談を受けてらっしゃるので、特に、条例上こういうこともご相談にのりますよという形で述べられるのであれば、私個人としては現行で良いのかなという感じはいたします。他方で、この相談支援の次の段階はどうされるのかなというのがちょっと気になっているところではあります。といいますのは、この相談支援の結果、誹謗中傷が行われていたという、実際の被害を受けられているということが明らかになったときに、相談支援を受けられた後、どういう対応されていくのかというのが気になるところです。とりわけ行為者に関わっては第3項で、行為者に対しても不安であれば相談に応じますよという形になっております。そういう相談がなければ行為者に対してはアプローチしないのかということなんですね。その点で申しますと、請願書の話をすることが審議においていかどうかはさておいて、やはり大きな課題としてそういう加害者といいますか行為者に対するアプローチ、とりわけ、あなたの言動は誹謗中傷に当たる、或いは差別的言動に当たるので、ダメですよというふうに働きかけたり、場合によっては、一般的な刑法犯でありますとか、或いは、人権擁護行政の中での人権侵犯事象に当たるという場合もあろうかというふうに思います。そうした意味では、この相談支援の結果、現に侵害情報が発見された場合にどうするのかと。とりわけ、昨今の数週間でも、非常に重大な事案というのがいくつか発生をしていたり、場合によっては被害者の方が刑事告訴されたり、そうした意味では誹謗中傷のエスカレートというのが、懸念されるところです。そうした意味では加害者へのアプローチ、場合によっては、罰則規定も含めてどうするのかというのは検討しておく必要があるのかなと思っています。その点で言えば先週、鳥取県の方で、近年のエスカレートをしている状況を踏まえて、罰則規定、これは報道の範囲でしか存じ上げておりませんが、二点、行政罰としての過ち料というのを新たに規定を敷いて、もう1つは、氏名の公表というようなサンクション制裁ですかね。行政的な制裁であろうかと思いますけれども、そうした加害者側へのアプローチを打ち出されているところです。そうした点では今回の

条例において、相談支援をやるのは、まずその第一歩として重要であると思いますが、相談支援を受けた結果、実際に侵害情報があったというときに、どうするかって言うのも議論しておく必要があるのかなと思います。私の方からは以上です。

### 潮谷会長

ありがとうございます。相談支援の結果、実際に侵害というような状況が見られたときに、当事者に対するアプローチも、議論しておくべきだということですね。何かこの辺りについて、ご意見等ありますか。いかがですか。事務局の方でその辺りの考え方について冒頭の部分でも、示されてはいたかなと思いますけど、再度事務局の方針ということで言っていただけたらなと思います。

### 事務局

ご意見ありがとうございます。もともとインターネット条例を作るにあたって、実際に今、被害を受けている方がいらっしゃる、もちろんその内容というのは多岐にわたりますけども、外国人の方に対するヘイト行為であったり、同和地区をさらして、動画にしてSNSにアップロードしたり、女性への差別的発言であったり、性的マイノリティの方への差別的な言動っていうことが、インターネット上にあるという認識をしております。そういう被害を受けた方が、どうすればいいのか困ったときに、支援につながれる、相談してみようと思っていただけることが、重要と思いこの条例を制定しようとすすめております。その中でおっしゃっていただいた通り、今記載されているのは、適切な機関への案内でとどまってしまっているのが現状です。行為者に対しての言及で言いますと、大阪府の条例には、一步踏み込んだといいますか、説示や削除の要請等というところまで踏み込んだ文言が書かれています。我々としても、罰則を含め、今後相談支援のその先ということを考えたときに、表現の自由との関係性や、また規定を設けたときの実効性が結局有効なものなのかどうか等の検討というのも非常に大事な部分と考えています。初めにお伝えした通り、この条例を作つて終わりというのは、思っておりません。この条例を作つた先で、実際に相談が来て、私たちができるところはもう一步先を見据えた上で、この条例については段階的に進めて参りたいと思っております。

### 潮谷会長

ありがとうございます。まずは相談体制を東大阪市の中で構築するという意味でこの条例作成をしていくというのがあるということですね。実際の対応で言うと、府につなげていくっていうところが現実的な対応になってくるだろうということですね。府では、説示とか助言とか削除要請というような対応はしていけるようにされてはいるんですね。実は、李委員がおっしゃるような罰則っていうのはまだ大阪府の方でもできていない状況の中で、そういうことも含めて、今後は検討していかないといけないかなと思いますけど、府との連携もしながら今後も条例内容というところも、場合によっては変更しながら、対応していくことは重要になってくるかなとは思います。李先生お願いします。

### 李委員

そういう方針でということで、なるほどというふうな部分もございます。ただ、この9条との関係にも繋がってくると思いますが、国、大阪府その他の関係機関と連携して実施していくことですけれども、例えば侵害情報が発覚をした場合に、先ほど申し上げました人権侵害事象取扱規程において取り扱われるような事象であれば法務局、これは国ということになるかと思います。そういったところと連携をし、もちろん人権擁護委員の先生方も連携をして、対応していくこともあるし、また名誉棄損・侮辱といった、犯罪に該当しうるような場合は、大阪府警、大阪府と連携されるという理解でよろしかったでしょうかということです。そうした点では、東大阪市の条例として別途こういうのを罰則規定を設けるかどうかということとともに、そうした既存の一般的な人権侵害事象や、或いは犯罪事案への対処というのも、この条例の枠組みの中ではこの府、或いは国との連携の中で、これはしっかりとやっていくんだということも含んでいるということであれば、その点も含めて啓発していただいたら良いかなというふうに思います、その点についてはいかがでしょうか。

### 潮谷会長

事務局の方、お願ひいたします。

### 事務局

ご意見ありがとうございます。実際の実務上のお話といたしまして、現時点での条例はまだ完成していません、公表されていないものになっていますが、私たちはすでに東大阪市人権尊重のまちづくり条例を持っております。先ほどご説明したように、この1年、2年の内で非常に多くの人権侵害事案がございました。そういったことが起きたときには、法務局、国の方に削除要請の申請や大阪府の方に情報提供をしております。そしてインターネット上の事案については、我々が発見することが多いので、被害者の方と直接対峙するということが正直かなり少ないので現状ではございますが、そういった情報をこちらがキャッチした際には国・府と連携して取り組みを行っております。その上で、この条例ができたことで、なにができるのか、何をしてもらえるのかといったところについては、リーフレットやチラシ等でよりわかりやすい形で啓発していければと考えているところでございます。

### 潮谷会長

第9条で、実務的な対応も含めて位置付けているということですね。実際の対応の説明は、市民に対して、していいってもらっていると思いますので、そのあたりはリーフレット等で、今後示していくということですね。この議論っていうのは、今回請願書も出ていますが、常に、今後出てくると思いますので、加害者への対応、そういった情報に対する対応というところは、しっかり考えていいかないといけないっていうのはあると思います。答申の方に、そういったご意見があったということで入れていただけたらなと思っております。

以上ですね。条例について全体を見てきましたけど、ご意見はどうですか。もしご意見があるようでしたらお一人ずつですね、この条例案について言つていただけたらと思います。ご意見ないということであれば、ご意見なしで結構かと思います。では順次。

### 池畠委員

とにかく市民の皆様が、この条例を読んでわかりやすく、先ほど委員がおっしゃってくれましたように、括弧、また括弧ってわかりにくいですので、できるだけわかりやすい言葉で、わかりにくいところをまた説明するとかして、誰もが読んでわかるように、条例を作つていければなと私自身は思っております。以上です。

### 川上委員

私は相談に応じるっていうところで止まってしまうと、ちょっと心配かなっていうところがあったんですけども、今も国とか府とかと連携をとって対応をしているっていうことをお聞きしたのですごく安心いたしました。これがもっともっと続いていければいいなと思います。ありがとうございました。

### 高橋委員

この条例ですけども、昨今本当にいろんなことが、私たちも 10 年ぐらい前には想定できなかった形で世の中がいろいろ変わっています。私も長らく、人権運動をやってきたものですが、人権三法もできて、しかしこれ日本は、差別したら罰せられる法律、差別禁止法という法律がない。そんな中で少しずつですけれど、そういう啓発、法律なんかが出てきまして、今回も東大阪市で審議してくれているところです。最近のインターネットでは誹謗中傷が増えてきて、それを見て賛同する人がたくさんいたり、本当に大変な状況になってきています。こういう法律とか、条例をやっぱり作つていかないといけない。また隙を見て、どんな誹謗中傷する人が、出てくるかとほんとにもう不安で仕方ない。先ほど事務局の方からもお話をいただいていますけど、地域もやっぱり晒されて、インターネットにいろいろ出ていくという本当に怖い世の中になっています。皆さんと一緒に条例ができたらなと思っております。

### 田中委員

条例で気になったのが第 8 条のところです。先ほど川上委員がおっしゃっていた「相談だけで終わるのですか」という部分です。基本的には相談だけを想定しているのでしょうか。保障するとか、そこからさらに何かするイメージでしょうか。

### 池畠委員

今のところはできない、まだ繋ぐっていうところですよね。

### 田中委員

それであれば、もう少し具体的に「関係機関につなぐ」などと限定列举して書いたほうが良いのではと思いました。というのも、文面だけみると、全てを保障してくれるような印象を受けたからです。この前、ニュースを見ていたら、高校生の恋愛相談は親とか友達とかじゃなくて、AI にすると聞きました。今や一人一端末のタブレットがあって、インターネットに触れる機会も多い状況です。そういう状況の中、心ない書き込みをする方もいて、それを見て病んだりすることも多いかと思います。心の病は、労働環境の場でも増えています。

メンタルケアが急務だと感じています。やはりネット環境が充実している中では、差別的な書き込み、心ない書き込みや攻撃的すぎる書き込みといったものは、今後、罰則も含めて対応を検討していくべきだと思っています。表現方法などで、評価しづらいという話もあると思うのですけど、もう明らかなものも結構あります。被害者は泣き寝入り、書き込みしたものの勝ちになってしまっている現状をみていると、危機感を感じます。早急に対応していくべきだと個人的には思っています。

### 濱田委員

私も罰則がなくて、止めることができるのかなと、やっぱり聞いたときに思いました。言われた方は心の傷があって、それから、学校に行けなくなったりとか、閉じこもってしまったりとか、そうしたことによってその人の人生が、結局壊れてしまうんですよね。で、先ほどの方もおっしゃっていたように、言ったもん勝ち、いじめたもの勝ち。いじめた方はよっぽど何かこう、証拠がない限り、学校でも怒られないですし。その弱い者をいじめたいっていう気持ちが、人間にはやっぱりあるのかなとか、そういうことをいろいろ考えながら、お話を聞かしていただいたんですけども、やっぱりそのつなぐにしても、必ず、悪いことをしたっていうか、そういう危害を与えたっていうことは、必ず自分にはね返ってくるんだっていうことを、ちょっと入れていただきたいなと思いました。以上です。

### 村岡委員

先ほどから罰則の話が出てましたので、ちょっと私もいろいろ見てみたんですけれども。前提として、今回の条例っていうのが、もともと「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」がベースにあって、その中でも誹謗中傷が起きやすいインターネット上の誹謗中傷というところで、一般法と特別法ではないですけれども、特にインターネットで起きることをどうするかっていうところが、ベースにあったと思っています。具体的にじゃあ何をするっていう議論で、モニタリングするのか、削除要請をするのかとか、そういう形でいろいろ実効性を踏まえた議論を、事務局も含めてしていただいたのかなあと思っていました。私も昨今の状況を鑑みれば罰則がある、また罰則もあるんだというメッセージ 자체が大切であるということには全く異論はないというところが前提なんですけれども、例えばやっぱりそれをつけるとしたら、インターネット上のこの条例というよりは、ベースとなる「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」のほうに定めていくことになるのではないのかなと思います。川崎市の条例も、非常に慎重に罰則をつけています、もちろんその表現の自由の侵害に留意して、勧告を踏まえる、命令違反を要件とする、段階を踏んで慎重に判断する。川崎市の判断だけではなく、警察署、裁判所といった二重三重の過程を経ることにするという。罰則をつけてぱっとすぐ、気軽に罰則で規制できるようではなくって、やはり、非常に慎重なステップを踏むよという内容になった上で、かつそのベースの法律で定められているのかなと思います。ですので、もし今後それを検討していくとすれば、川崎市も同じようにその審議会があって、そこをきちっと審議会でチェックした上で罰則適用だとなっているように、東大阪人権尊重のまちづくり条例の方でも、ここでは審議会が設けられていると。その審議会が念頭に置いている重要事項を審議する、重要事項の中に含まれるかどうかっていうのを含めて、またそちらの条例での検討事項になるのかなと思うんですけども、そこできちんと

今後議論していくことが罰則を超えて、実質的な誹謗中傷の抑止のために重要と思いました。以上です。

### 李委員

罰則に関しては非常に重要な論点であるとともに、非常に高いハードルであると思います。そういったことも踏まえつつ、やはり加害者側に何をするのかは非常に重要な課題であると思いますので、今後実際の状況も見ながら検討進めいかれると良いかなと思います。そうした点で申しますと、実際に入れ込むかどうかはさておいて、そういった罰則も念頭に置いて、定期的な見直しがあると良いかなと思っております。ぜひご検討お願ひします。以上です。

### 茨木副会長

皆さん、いろいろご意見いただきましてありがとうございます。私は人権擁護委員を長くやっております。長いことやっているから経験があるのかなと思ったらそうでもなくって、事案等も、法務局や、地域、東大阪市からいろいろ聞いているんですけども、一貫性というか連携そのものが、例えば人権擁護委員の場合は、東大阪地区と大阪府地区と、国の地区といろいろあります。人権擁護委員は、そのすり合わせをやっておりまして、たまに東京の本部に行ったり、東大阪市には東大阪支局っていうのが、大阪府には本局っていうのが大阪城前にあるんです。そこで長いこと経験をしている関係で、例えば大阪府とか、東大阪支局の方に、伝わってこないという部分がありますんで、意見というか、情報とか、こういうことで困ってる人がいますよという情報の共有というのを、まずやっていかないといけないと思います。私が思うのはまず、連携。情報がどこかで止まってしまって、大阪府下の中の各市町村の情報は、あんまり広がってないと思います。今後はそういう情報の連携というのが、一番大事だと思うんで、そういうシステムというかやり方がもうちょっと浸透すればいいかなと思っております。国とか、府、市町村も含めて共有すればいいかなと思っておる次第です。以上でございます。

### 潮谷会長

ありがとうございます。皆さんのそれぞれの思っていいうところが、すごくお話をしていただけかなと思います。本当にこういったインターネット上で傷ついていくことを避けるために、この条例が有効に機能していくことが求められるかと思います。やっぱり加害者へのアプローチってところはここで検討していかないといけませんので、村岡委員が仰っていただいた、この条例の上で検討していく、「人権尊重のまちづくり条例」がありますので、そちらも含めて考えていかないといけないなと思いました。市内での連携もそうですし、府・国というその中の連携ですよね。今後インターネット上の人権侵害情報が集まったときに、それが閉鎖的な中で処理されるのではなくて、しっかり連携の中で公表されていく。そういうのも大事なので、今後本当に、東大阪市の人権の取り組みっていうところに大きく関わってくるかと思います。そこで、条例の中で、李委員が言っていただいたところで確認しておかないといけない見直し等については、位置付けがどうなりますか。

## 事務局

見直しの位置付けについては、現時点では考えられていないというのがお答えになってしまします。条例を作っている最中なので、見直しありきではなくて、今できるだけよりよい形に持っていくたいというのが事務局の思いです。ただ見直しといいますか、改正のことをおっしゃっていただいているのかなと思いますが、まちづくり条例を、第2期の審議会で改正に向けたご議論をいただいたように、今後も時代の流れというもの、特にインターネットを取り巻く環境については、先ほど田中委員がおっしゃっていただいたAIとか仮想アバター等を含め、刻一刻と変わってくるものかと思っておりますので、やはり時代の流れに沿ってこの条例自体の内容がそぐわなくなってきたてしまったり、実際に施行してみた中で、実態と乖離してしまったということは今後考えられる事態のひとつです。そういう際には、改めて審議会にてご審議いただき、改正等を含めての検討は、最適なものとするよう今後も長い年月の中で進めていくものと考えているところでございます。以上です。

## 潮谷会長

そのあたりは条例等の中には入れ込まないということですね。実際には何かあったときに、まちづくり審議会として検討していくという体制になっていくということですね。

## 事務局

おっしゃる通りです。

## 潮谷会長

はい、わかりました。条例については、みなさんにご議論していただきましたけど、他は大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、もうひとつ答申案についての説明がありますので、事務局、よろしくお願ひいたします。

## 事務局

(答申案の構成・内容等について説明)

## 潮谷会長

ありがとうございます。答申案について説明がありましたが、委員の皆様からご質問ありますでしょうか。第2回までのご意見については、ほぼ入れていただいているんじゃないかなと思ってますがいかがでしょうか。本日議論になったことも反映して、それについては、またメール等で確認していただきます。これまでの議論で出た意見は、ほぼ網羅されているかと思います。教育委員会のこともかなり書かれていますし、議員や議会のことにも言及されております。市の今後も含めてということも見えてきているかなと思いますので、皆さんのご意見っていうのは反映されていると思います。今日の議論でいうと、加害者の部分の検討とか、継続的な検討していく必要性、その辺りを反映していただけると思います。最終的な答申は、皆さんのご意見を踏まえて、私と副会長とで確認・調整させていただいて、市長に渡す形になると思います。委員の皆様、ありがとうございました。それでは、本日の審議会

はこのあたりで終了いたします。事務連絡などがあればお願ひします。

事務局

(事務連絡など)